

昭和十年
國勢調查報告

第一卷

全國編

內閣統計局

例 言

- 1 昭和十年國勢調査報告の編成次の如し。

第一卷 全國編

第二卷 府縣編（四十七分冊）

第三卷 市町村別人口

- 2 本編は昭和十年國勢調査報告第一卷全國編にして、全國に關する結果を輯録したるものなり。

- 3 地方區劃は下の如し。

北海道 東北（青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島）

關東（茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・東京・神奈川）

北陸（新潟・富山・石川・福井） 東山（山梨・長野・岐阜）

東海（静岡・愛知・三重） 近畿（滋賀・京都・大阪・兵庫・

奈良・和歌山） 中國（鳥取・島根・岡山・広島・山口）

四國（徳島・香川・愛媛・高知） 九州（福岡・佐賀・長崎・

熊本・大分・宮崎・鹿児島） 沖縄

- 4 面積は陸地、河川及湖沼を含む總面積にして、陸地測量部の調査に係るものなり。

- 5 單に人口と稱するは現在人口なり。

- 6 常住人口とは現在人口より一時現在者を控除し、之に一時不在者を加算したるものなり。而して一時現在者と稱するは市區町村を基準とし、當該市區町村の現在人口中他の市區町村又は内地外に常住地ある者、一時不在者と稱するは當該市區町村に常住地あるも調査の時期に偶々他の市區町村に現在したる者なり。常住地の全くなき者は當該市區町村に常住地ある者として取扱ひたり。

- 7 年齢は一年に達せざる場合を零歳、二年未滿を一歳、三年未滿を二歳の如く取扱ひたり。

- 8 大正九年、大正十四年及昭和五年國勢調査に關する數字は特に明記したる場合を除くの外、總て各調査當時の市區町村の區域に依るものなり。尙大正九年の數字を市部、郡部に區分する場合北海道及沖縄縣の區は之を市部として取扱ひたり。